

2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ) 代表 者名 代表取締役社長 国谷 一彦 (コード番号 1719 東証プライム市場) 問合 せ 先 コーポーレート・コミュニケーション部長 木野 敏久 (TEL. 03 - 3575 - 6094)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を本年6月29日開催予定の2023年3月期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の理由

2023 年 2 月 27 日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」 (※)で開示いたしました通り、当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化と、業務執行の機動性向上により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と持続的な企業価値向上を図ることを目的に、2023 年 6 月開催予定の 2023 年 3 月期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

これに伴い、必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

※2023 年 5 月 12 日付「(開示事項の変更) 監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」で役員人事の一部変更を開示しています。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2023 年 6 月 29 日 定款変更の効力発生予定日 2023 年 6 月 29 日

以上

	(下線は変更部分を示します)
現行定款	変更案
第1条~第3条 (条文省略) (機関)	第1条~第3条 (現行どおり) (機関)
<ul><li>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</li><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査役</li><li>3. 監査役会</li><li>4. 会計監査人</li></ul>	<ul><li>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</li><li>1. 取締役会</li><li>2. 監査等委員会</li><li>&lt;削 除&gt;</li><li>3. 会計監査人</li></ul>
第 5 条~第 17 条 (条文省略)	第 5 条~第 17 条 (現行どおり)
(議事録) 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録 に記載または記録し、 <u>議長および出席</u> した取締役がこれに記名押印または電 子署名を行いこれを保存する。	(議事録) 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録 に記載または記録し、保存する。
(員数) 第19条 当会社の取締役 <u>は、12名以内とする</u> 。	(員数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)は12名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする</u> 。
<ul><li>(選任方法)</li><li>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</li><li>② (条文省略)</li><li>③ (条文省略)</li></ul>	(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において、監査等 <u>委員である取締役とそれ以外の取締役</u> <u>とを区別して</u> 選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。 <新 設>	(任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時株主総会の

現行定款	変更案
	終結の時までとする。
<新 設>	③ 任期の満了前に退任した監査等委員

監査等委員である取締役の任期は、退 任した監査等委員である取締役の任期 の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- までに各取締役および各監査役に対し て発する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができ る。
  - ② 取締役および監査役の全員の同意が あるときは、招集の手続きを経ないで 取締役会を開催することができる。

第 25 条~第 26 条 (条文省略)

<新 設>

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録 に記載または記録し、出席した取締役 および監査役がこれに記名押印または 電子署名を行いこれを保存する。

第 <u>28</u>条 (条文省略)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) の中 から代表取締役を選定する。

である取締役の補欠として選任された

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 | 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
  - ② 取締役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

第25条~第26条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議によ って、重要な業務執行(会社法第399条 の13第5項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委 任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録 に記載または記録し、出席した取締役 がこれに記名押印または電子署名を行 いこれを保存する。

第 <u>29</u>条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<新 設>	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって、監 査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して定める。
第 <u>29</u> 条(条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
( <u>員数</u> ) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	<削 除>
(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行なう。	<削 除>
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時まで とする。	<削除>
(常勤の <u>監査役</u> ) 第 <u>33</u> 条 <u>監査役会</u> は、その決議に <u>よって</u> 常勤の <u>監査役</u> を選定 <u>する。</u>	(常勤の <u>監査等委員</u> ) 第 <u>32</u> 条 <u>監査等委員会</u> は、その決議に <u>より監査</u> <u>等委員の中から</u> 常勤の <u>監査等委員</u> を選 定 <u>することができる。</u>
( <u>監査役会</u> の招集通知) 第 <u>34</u> 条 <u>監査役会</u> の招集通知は、会日の3日前 までに各 <u>監査役</u> に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

#### 現行定款

② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催す ることができる。

### (監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定め ある場合を除き、監査役の過半数をも って行なう。

## (監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。

### (監査役会規定)

第<u>37</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または 本定款のほか、<u>監査役会</u>において定め る監査役会規定による。

#### (監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、監査役(監査役であった者 を含む)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によって 免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を 念ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 39 条~第 41 条 (条文省略)

### (剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、株主総会の決議によらず取締役会 の決議により定めることができる。

#### 変更案

② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u> を開催することができる。

<削除>

# (監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他法 令に定める事項については、これを議 事録に記載または記録し、出席した監 査等委員がこれに記名押印または電子 署名を行いこれを保存する。

### (監査等委員会規定)

第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規定による。

<削除>

第36条~第38条 (現行どおり)

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会の決議により定めること ができる。

現行定款	変更案
現行定款 第 <u>43</u> 条~第 <u>44</u> 条 (条文省略) <新 設>	変更案  第 40 条~第 41 条 (現行どおり)  (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 当会社は、2023 年 3 月期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関し、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。  (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第 2 条 2023 年 3 月期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第 423 条第 1
	項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定め
	るところによる。